

令和2年白川町議会第1回臨時会会議録

1. 応招年月日 令和2年5月27日(木) 午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承第1号 専決処分した事件の承認について

専第2号 白川町税条例等の一部を改正する条例について

日程第4 承第2号 専決処分した事件の承認について

専第6号 白川町税条例の一部を改正する条例について

日程第5 承第3号 専決処分した事件の承認について

専第3号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

日程第6 承第4号 専決処分した事件の承認について

専第1号 令和元年度白川町一般会計補正予算(第6号)

日程第7 承第5号 専決処分した事件の承認について

専第4号 令和2年度白川町一般会計補正予算(第1号)

承第6号 専決処分した事件の承認について

専第5号 令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計補
正予算(第1号)

日程第8 議第21号 令和2年度白川町一般会計補正予算(第2号)

3. 出席議員 1番 今井昌平君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 藤井宏之君、 5番 服部圭子君、 6番 嶋田有康君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 渡邊昌俊君

4. 欠席議員 なし(全員出席)

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐伯正貴君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	安江章君、
企画課長	長尾弘巳君、	町民課長	藤井勝則君、
保健福祉課長	杉山哉史君、	農林課長	三宅正仁君、
建設環境課長	藤井充宏君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	加藤博史君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	大岩裕樹君、	書記	川上真理君、
書記	河上翔哉君		

7. 会議の経過

(議長 9番 渡邊昌俊君)

○ 議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

○ 議長 ただいまから令和2年白川町議会第1回臨時会を開会します。

○ 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 大岩裕樹君)

○ 事務局長 令和2年3月19日、第1回定例会閉会以降の諸般の報告をした。

なお、令和2年3月23日、令和2年4月24日及び令和2年5月25日に執行されました例月出納検査の結果が、監査委員から議長宛に報告されましたので、その写しをお手元に配布しておりますのでよろしくお願ひします。以上です。

○ 議長 ただちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、2番 佐伯好典君、3番 梅田みつよ君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

○ 議長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

○ 議長 お諮りします。

今回の臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。

◇日程第3 承第1号 専決処分した事件の承認について

専第2号 白川町税条例等の一部を改正する条例について

○ 議長 日程第3 承第1号「専決処分した事件の承認について」、専第2号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

報告を求めます。町民課長。

(町民課長 藤井勝則君 登壇)

○ 町民課長 承第1号「専決処分した事件の承認について」、専第2号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し説明した。

○ 議長 報告が終わりました。質疑を許します。

はい、5番。

(5番 服部圭子君)

○ 5番 町の収入は、町民の貴重な財源をいただく中で、2点についてお聞きしま

す。整理するという事で大変な作業があったと思いますが、来年度からの税金が変わってくるという点があると思いましたが、2点について質問します。

18ページのところで、水力発電等の税のものが課税されるということで、これは、今後白川町には水力発電等に係るものはないかと思いますが、環境面でも防災面でも、自家発電の能力というのは白川町にとっても大事なことだと思います。これは縮小、3分の2から4分の2というふうに縮減することで、こういった水力発電を進めるという方向での改正であると思いますが、その点の目的というか改正の理由をお聞きしたいです。

もう1点は43ページ当たりの固定資産税についてですが、固定資産税については家屋などがあると思いますが、意外に白川町は機械とか整備されたものについての申告等がもれているというようなことをお聞きしたことがあります。その辺の頂くための事務手続きのところで、毎年機械整備に対する固定資産税については少し変化があると思いますので、そういった対象については精査をするべきではないかと思いますが、その辺についての質問させていただきます。

○ 議長 2点についての答弁よろしいですか。はい、町民課長。

○ 町民課長 まず1点目の水力発電設備に係る固定資産税の特別処置につきましては、これについては国の法律の方で変わってきたものでございます。これに基づいて町の条例は準則に従って、ここに制定しているものでございます。

もう一つ償却資産、機械整備は償却資産のことだと思いますが、償却資産につきましては、今の太陽光設備とかいったようなものもありますので、そういったもので申告出づらなものについては、こちらの方に申告してもらうように求めてまいす。それから償却資産についてはうちの方で台帳を持っていますので、それを基に次の年も申告してもらって課税をするようにしていますので、その辺のところは申告がなければ指導をしていくという措置をとっております。

○ 議長 はい、5番。

○ 5番 1番の18ページのところの質問の内容が伝わらなかったと思いますが、国が改正したのでここを改正することはわかっているんです。国の改正した目的がそういった水力発電に対して進めようとしているのか、そういう改正だと思いますが、そこを確認したかったわけです。

そして償却資産については、そちらの方では把握されている。でも、申告がないと、その辺についての償却資産を全部確認する必要があります。事実確認はなく申告しないと課税がされていないという例は多くあるように、そ

の辺の今後の精査の方法を改めていただきたいと思います。

○ 議 長 はい、町民課長。

○ 町民課長 先程の水力発電の方向につきましては、今回の改正は3年間と区切って規定してきておるんですけど、今回の改正については先程も言いましたが、3分2から4分の3にされたということで、固定資産税の課税標準額に3分の2を掛けたところを4分の3にしたことは、66%だったのを75%にしたということです。税金自体は上がるということです。

それからもう一つの償却資産につきましては、申告制度ということで、事業所について、そういう機械があるやろうというところは、申告を促しております。ただ、うちの方も全部把握できているかどうかということについては、そこら辺の細かいことについては、今ここでお答えすることはできませんが、大切な税金の基になりますので、できるだけ税金が入るようにしていきたいと考えています。

○ 議 長 はい、他に。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行いません。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

承第1号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 異議なしと認めます。よって、承第1号「専決処分した事件の承認について」、専第2号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第4 承第2号 専決処分した事件の承認について

専第6号 白川町税条例の一部を改正する条例について

○ 議 長 日程第4 承第2号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「白川町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

報告を求めます。町民課長。

○ 町民課長 承第2号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「白川町税条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し説明した。

○ 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行いません。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

承第2号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。よって、承第2号「専決処分した事件の承認について」、専第6号「白川町税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第5 承第3号 専決処分した事件の承認について

専第3号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 議長 日程第5 承第3号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

報告を求めます。町民課長。

- 町民課長 承第3号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」議案及び提案説明を朗読し説明した。

- 議長 報告が終わりました。質疑を許します。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 質疑を終わります。討論を行いません。

(「賛成」の声あり)

- 議長 討論を終わります。採決します。

承第3号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。よって、承第3号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第6 承第4号 専決処分した事件の承認について

専第1号 令和元年度白川町一般会計補正予算(第6号)

- 議長 日程第6 承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第1号「令和元年度白川町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

報告を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君 登壇)

- 総務課長 承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第1号「令和元年度白川町一般会計補正予算(第6号)」議案及び提案説明を朗読し説明した。

- 議長 報告が終わりました。質疑を許します。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行いません。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
承第4号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、承第4号「専決処分した事件の承認について」、専第2号「令和元年度白川町一般会計補正予算(第6号)」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第7 承第5号 専決処分した事件の承認について
専第4号 令和2年度白川町一般会計補正予算(第1号)
承第6号 専決処分した事件の承認について
専第5号 令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正
予算(第1号)
- 議 長 日程第7 承第5号「専決処分した事件の承認について」、専第4号「白川町一般会計補正予算(第1号)」、承第6号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算(第1号)」以上2件について、一括議題といたします。
報告を求めます。総務課長。
- 総務課長 承第5号「専決処分した事件の承認について」、専第4号「令和2年度白川町一般会計補正予算(第1号)」、承第6号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算(第1号)」議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行いません。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
承第5号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、承第5号「専決処分した事件の承認について」、専第4号「令和2年度白川町一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、承第6号を報告のとおり決することにご異議ありませんか。
- 議 長 異議なしと認めます。よって、承第6号「専決処分した事件の承認について」、専第5号「令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算

(第1号)」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第8 議第21号 令和2年度白川町一般会計補正予算(第2号)

- 議長 日程第8 議第21号「令和2年度白川町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。
- 議長 お諮りします。本件については、議案の補足説明を省略し、ただちに予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決しました。
- 議長 お諮りします。白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、予算常任委員会を本日中に終わるよう、期限を付したいと思っております。これにご異議ありませんか。
- 議長 異議なしと認めます。よって、審査期限は本日中とすることに決しました。
- 議長 予算審査常任委員会開催のため、委員会終了まで休憩とします。(午前11時00分)
- 議長 再開します。(午後1時30分)
- 引き続き会議を行います。
- 議長 予算審査常任委員会に付託した、補正予算の審査結果について、委員長の報告を求めます。
- (予算審査常任委員会 委員長 細江茂樹君)
- 7番 予算審査常任委員会に付託された、「議第21号令和2年度白川町一般会計補正予算(第2号)」について、審査の結果を報告します。
- 本委員会は、本日、執行部から詳細な説明を受け、慎重な審議を行った結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 今回の補正予算では、新型コロナウイルスの感染予防によって、影響がでている町民や町内飲食店などへの支援、町内保育園、小中学校の感染予防に対する内容が盛り込まれ、必要に応じた予算の増額が行われていることを認めるものであります。
- 3月から続く、新型コロナウイルスの感染拡大が一旦は収まっているとはいえ、未だに油断を許さない状況が続いています。今後も町民が安心して生活できるように審査の過程で出された意見を十分尊重し、効果的な予算の執行に努められるようお願いし、予算審査常任委員会の議案審査報告とさせていただきます。
- 議長 委員長に対する質疑は省略し、討論を行います。

まず、本案に対して、反対討論を許します。

(反対討論なし)

○ 議長 次に、本案に賛成の討論を許します。はい、3番。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3番 「令和2年度白川町一般会計補正予算(第2号)」に、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、その影響を受けている町民や町内の飲食店などへの支援を精査された上で、必要に応じた内容が適正に計上されていることを認めるものであります。

なお、今回追加された新型コロナウイルスに関する事業はもちろんのこと、今年度当初に計画されている事業についても着実に実施されるとともに、新たに国は、第二次補正予算で新型コロナウイルスの経済対策として自治体向け臨時交付金を2兆円増額すると表明しています。予算成立に向け、新たな施策を進めることができるよう準備を行い、引き続き計画的、かつ効果的な事業の推進を図られるようお願いし、賛成討論とします。

○ 議長 討論を終わります。採決します。

議第21号「令和2年度白川町一般会計補正予算(第2号)」に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長 起立全員「多数」であります。よって、議第21号「令和2年度白川町一般会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

○ 議長 以上をもって、本臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

これを持ちまして、令和2年白川町議会第1回臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午後1時35分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員